

幼稚園教諭免許状を有する方の



保育士資格取得支援事業

事業内容

幼稚園教諭免許状を有する方が、保育士資格取得特例制度を活用して保育士資格を取得するための受講料等を補助します。

対象となる方の要件

- ❖ 市内に住所を有すること
 - ❖ 令和6年4月1日以降に、養成施設において受講を開始し、受講後、保育士試験の全てを免除される方法(特例制度(★))により保育士資格を取得すること
 - ❖ 保育士登録をされた日を起算として、1年以内に、市内に所在する保育所、認定こども園、保育所・認定こども園を目指す認可外保育施設、小規模保育事業所 A 型・B 型等(公立を除く。)において、保育士として勤務を開始し、1 年間以上勤務すること
- ★特例制度対象者 幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園等において3年かつ4,320時間以上の実務経験がある方

補助基準額

❖ 養成施設の受講料

受講に要した経費の1/2が補助対象。上限額10万円

- ❖ 実施しようとする場合は、実施計画書の提出が必要です。
実施予定の方には、必要書類をお渡します。詳細については、指導監査課までお問い合わせください。

【問合せ先】

福岡市子ども未来局子育て支援部
指導監査課 指導第2係
TEL(092)711-4262



令和7年2月作成